



10月10日は  
世界メンタルヘルスデー  
～つながる、どこでも、だれとでも～

# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」 精神保健福祉法改正に係る研修

令和5年11月8日（水）14時～

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課

# 第1部

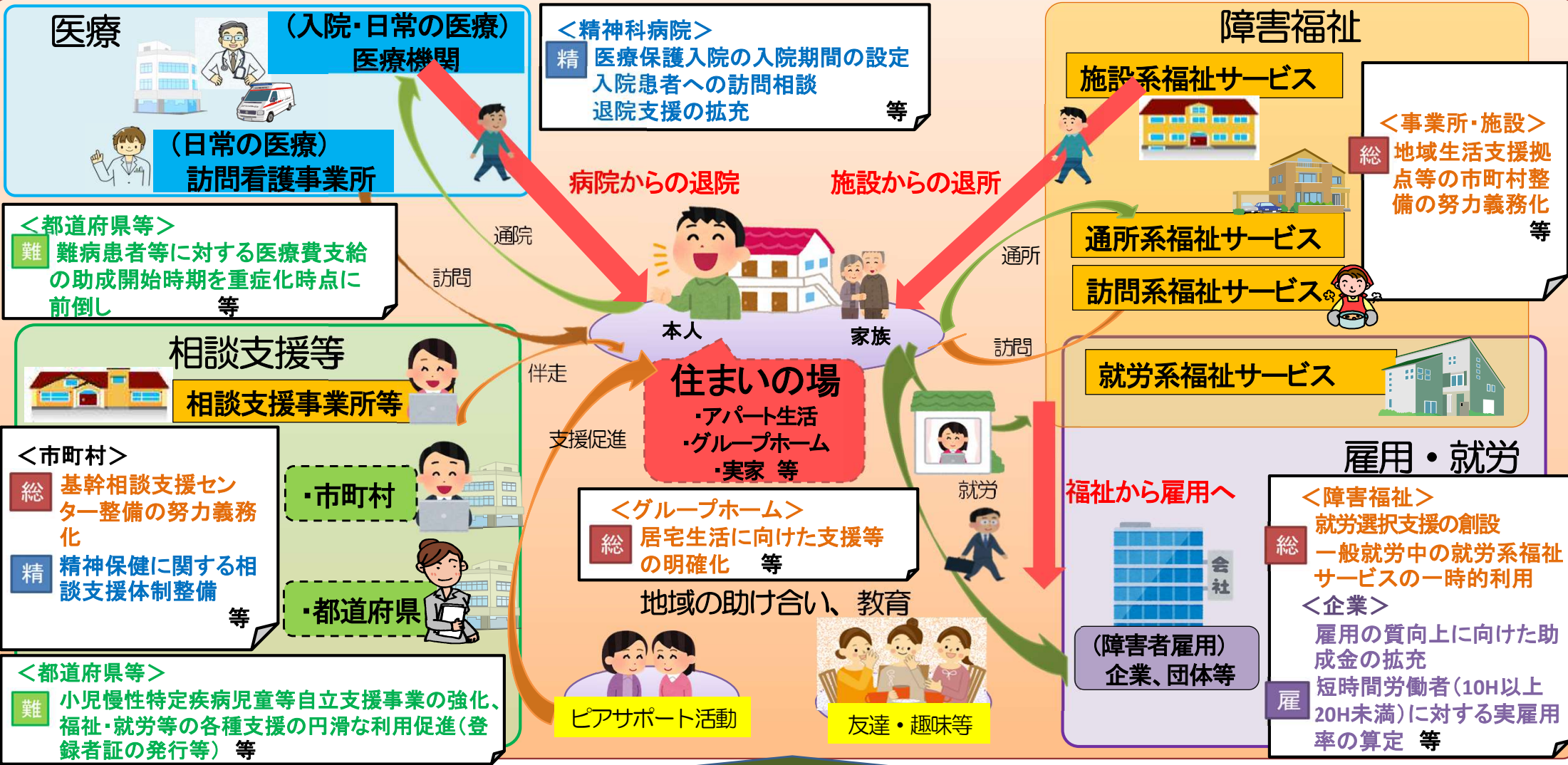


# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」 精神保健福祉法改正に係る研修

- 改正精神保健福祉法の令和6年4月施行について
  - 医療保護入院に関する変更点
  - 措置入院に関する変更点
  - 虐待防止に向けた取組
  - 精神保健に関する相談支援の充実

# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



## 法改正後の第1条

### （この法律の目的）

**第1条** この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和5年4月1日施行）

県 = 都道府県及び指定都市

市 = 市町村

## 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
  - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
  - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
  - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）市

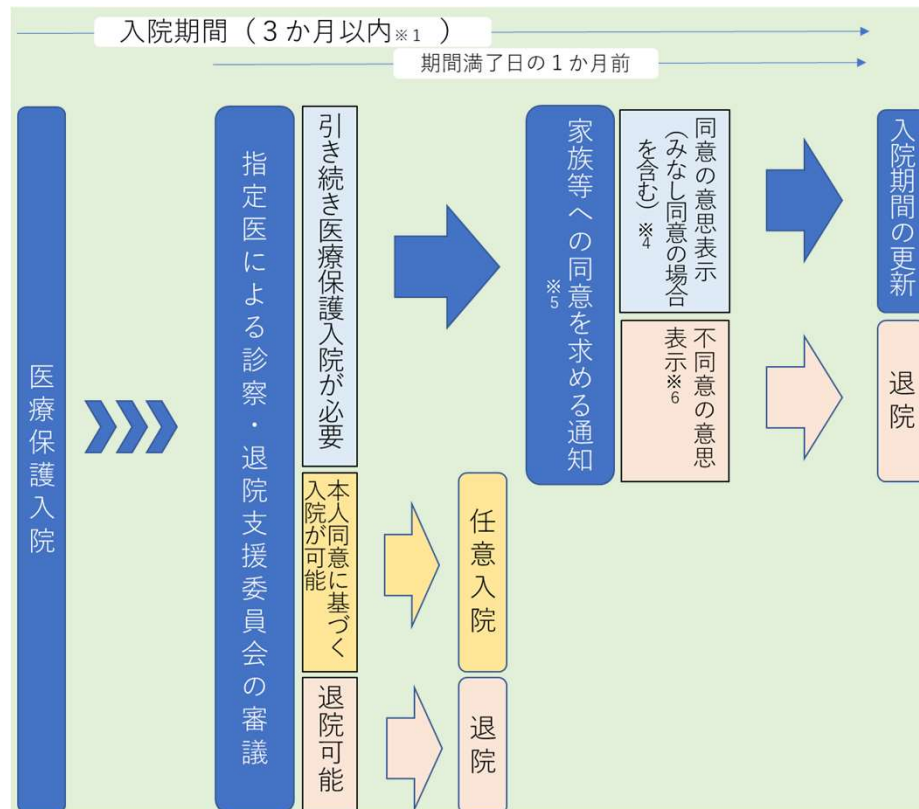
※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

### 参 考

- 様式19「医療保護入院者の定期病状報告書」に代わるものとして「医療保護入院者の入院期間更新届」を新たに作成。
- その他、家族等同意や市町村長同意に関する既存通知を修正し、今後、詳細をお示しする予定。

# 令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間について

- ・ 医療保護入院時、3か月以内※1の入院期間を定める必要があります。
- ・ 入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会の審議が可能です。
- ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院になります。
- ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との結論に至った場合、医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）※2に対し、入院期間の更新の同意を求める通知※3をします。  
（患者の家族等がない場合等は、市町村長に対し、入院期間の更新の同意を求めます。）
- ・ 通知した家族等から、
  - 同意の意思表示があった場合
  - 一定の要件に該当する場合※4であって、通知後2週間の間に家族等から不同意の意思表示がなかった場合（みなし同意の場合）  
（市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合）
 は3か月以内の期間※1を定め、入院期間を更新することができます。



- ※1 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月以内
- ※2 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができます。
- ※3 電話やメール等で家族等の意思を確認することは可能ですが、後日書面を送付してください。
- ※4 次のいずれの要件も満たした場合
  - ・ 医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）に対し更新の同意を求める場合
  - ・ 入院期間中に病院と（通知先の）家族等が2回以上連絡が取れていること
  - ・ 通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間以上確保できること 等
- ※5 患者の家族等がない場合等は、市町村長への同意の依頼
- ※6 不同意の意思表示があった場合、医療機関の判断で、それ以外の家族等に同意を求め、同意があれば入院期間を更新することができます。

**詳細は、国の通知やQ&A等でご確認ください。**

## 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

## 入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業・訪問支援員等の研修を開始。



## 地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

## 措置入院時の入院必要性に係る審査（法第38条の3）

県

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

### 参 考

- 措置入院時に都道府県から精神医療審査会に提出する資料として、「措置入院決定報告書」を新たに作成。

## 精神科病院における虐待防止措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない（法第40条の2）。

## 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない（法第40条の3第1項）。
- 都道府県知事等は通報等に際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる（法第40条の5、第40条の6）。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する（法第40条の7）。

### 参 考

- 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県等における対応の流れをフローで示すなど、具体的な事務取扱を定めた通知を発出する予定。

## 自治体の相談支援の対象の見直し（法第46条）

県

市

- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

## 相談及び援助（法第47条第5項）

県

市

- 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

### 留意点

- 法改正により、市町村が行う精神障害者やその家族等に対する「指導」は、「援助」に規定を変更。  
（例）第46条第3項  
【現行】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。  
【改正後】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

## 市町村への支援に関する都道府県の責務（法第48条の3条）

県

市

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

### 参 考

● 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（指定都市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

● このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

詳細については、今後、通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

## 第2部



- 1. 精神保健に関する相談支援体制整備**
- 2. 入院者訪問支援事業**
- 3. その他**

- 1. 精神保健に関する相談支援体制整備**
2. 入院者訪問支援事業
3. その他

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）



# 精神保健に関する相談支援についての省令事項（パブリック・コメント掲載中の案）

## 法律改正の概要

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

## 改正後の精神保健福祉法の条文

### ◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

（相談及び援助）

第四十七条 （略）

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

## 省令の具体的内容（案）

- 第三十一条 法第四十六条の厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。

# 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書

(令和5年9月22日) (概要)

## 背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

## 概要

### 市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

#### 【現状及び課題】

- ・ 8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- ・ 重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦勞。
- ・ 特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切な支援につながらないこともある。
- ・ 専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある。

### 市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

#### 【現状及び課題】

- ・ 財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- ・ 精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- ・ 精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- ・ 保健所の精神保健相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

#### 【方策】

- ◆ 相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- ◆ 市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- ◆ 体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効。

#### 【方策】

- ◆ 基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- ◆ 相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
  - ・ 「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
  - ・ 「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
  - ・ 「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。

# 精神保健に関する相談支援体制の整備についてお願いしたいこと

## 都道府県の皆さんにお願いしたいこと

今から…

- 市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と
- 市町村のバックアップ体制の強化をお願いします！

☆これからも、今まで都道府県の皆さんが実施してきた精神保健に関する支援や取組に変わりはありません。

☆しかし、より充実した相談支援体制整備には、下記のような特性を、それぞれ活かす必要があります。

### 【市町村】

福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応

### 【都道府県】

医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応

☆都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、

- 専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働
  - 市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催
- など、市町村への支援や協働に、一層取り組んでいただくようお願いします！

## 市町村の皆さんにお願いしたいこと

今から…

### 精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備

をお願いします！

より多くの、地域で潜在化している「本当は支援を必要としている方」へ支援を届けられる体制にしていきましょう。

☆既に、多くの市町村において、様々な相談支援の場面で「メンタルヘルス」の相談にご対応いただいている現状があります。

☆複合的なニーズへの個別支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している市町村だからこそできるものです。

具体的な方策は？

⇒前ページの報告書も参考に

☆法改正を機に、

- ・都道府県の担当部局との連携
  - ・庁内保健師の人材育成や配置
  - ・精神保健に関する相談支援の体制
- 「現状はどうなっている?」「何が我が市町村の強み?」「何が足りない…?」等、地域の状況を整理し、引き続き、精神保健相談支援の体制整備をお願いします！

# 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に向けて

## 相談支援体制整備の推進に向けて

### 【自治体で体制整備を進めるためのポイント】※検討チーム報告書より抜粋

- 首長や管理職の理解を得て、円滑に全庁的な連携体制の構築を進める
- 市町村の特徴や状況に応じた精神保健に係る相談支援体制整備を進める



### 【体制整備に向けてご活用いただきたいもの】

- 検討チーム報告書
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」※今後改正予定

※障害特性に応じた配慮が必要な方への精神保健に関する相談支援にあたっては、円滑に相談支援が実施できるよう、合理的な配慮をすること。

## 自治体の人材育成に向けて

### 【自治体で人材育成を進めるためのポイント】※検討チーム報告書より抜粋

- 専門職か否かに関わらず、潜在する精神保健のニーズに気付く力を備える
- 「ニーズに気付く職員」「精神保健部門で相談支援を主に担う職員」「庁内で推進力を発揮する専門職」それぞれの機能に沿った研修等の実施



### 【自治体の人材育成に今後活用いただきたいもの】

- 既存の研修
  - ・都道府県等が開催する心のサポーターやゲートキーパー養成研修
  - ・各自治体内の研修（都道府県主催の専門職研修、市町村の階層別研修や特別研修）
  - ・職能団体主催の研修
  - ・厚生労働科学研究班の市町村保健師向けに令和3年度に作成した研修プログラム（今後、改訂の可能性あり）
- 精神保健福祉相談員の講習会（令和6年度から新カリキュラムによる運用開始）
  - ※今後、**講義部分は厚生労働科学研究班にて、動画を作成し、今年度末から来年度にかけて順次公開**予定
  - ⇒必要に応じて、事務職員にも基礎的事項等の一部受講を促進していただきたい

# 精神保健福祉相談員

## 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

## 資格

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ①精神保健福祉士
- ②学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③医師
- ④厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

# 精神保健福祉法施行令第12条第3号に規定する現行の講習会の課程

○現行の講習会は保健師を対象としており、実施主体は国又は地方公共団体としている。

○講習科目は実習を含む5分野16科目、204時間以上の時間数であることが規定されている。

科目	時間数		備考
I 社会福祉、臨床心理学 1 社会福祉概論 2 精神医学ソーシャルワーク技術 3 人間心理学 4 カウンセリング技術 5 グループ・ワーク技術	36	6 12 6 6 6	医学的心理学、発達心理学、精神力動論等
II 精神衛生行政及び関連行政 1 精神衛生行政 2 社会福祉等関連行政	12	6 6	法規、機構、組織、病院、施設等
III 精神医学概論 1 精神疾病論 2 精神医学的リハビリテーション	27	21 6	
IV 精神衛生 1 精神衛生総論 2 精神衛生各論 3 地域精神衛生活動	36	3 15 18	歴史、各国の精神衛生等 各期の精神衛生、各域の精神衛生、自殺犯罪非行等 統計調査、地区組織活動等
V 実習 1 面接技法実習 2 病院実習 3 訪問指導実習 4 関連施設実習	93	12 30 36 15	講義に平行しなるべく初期に行う 精神医学臨床講義を含む。 事例研究を含む。
計	204時間以上		

# 厚生労働科学研究班作成の精神保健福祉相談員講習会 カリキュラム改訂案（市町村検討チーム報告書より抜粋）

目標	講義形式	時間数		科目名	内容	到達度
		小計	科目別			
Ⅰ 精神保健福祉相談員に必要な価値や倫理を理解する 【事前視聴】	講義 (概論)	3	1	1 我が国の精神保健福祉の現状と課題	我が国の精神保健福祉施策の歴史／精神保健福祉法の改正経緯 近年の精神保健福祉施策の動向 (精神障害に対応した地域包括ケアシステムなど) 国連障害者権利条約	精神保健福祉に関するこれまでの政策課題と取組について理解し、関連する動向について近年の具体的な施策を知る。
			1	2 精神保健福祉の理念と相談員の役割と意義	地域保健活動(心の健康づくり、普及啓発、相談、訪問) 精神障害者の人権及び権利擁護(スティグマ／差別解消) 障害者福祉に関する基礎 (ICF／ソーシャルインクルージョン／リカバリー)	・精神保健福祉に関する自治体の活動の目的と精神保健福祉相談員の役割と意義について理解する。 ・障害者の権利擁護や福祉に関する主な理念や考え方について、医療・保健モデルとは異なる理念の重要性を含めて理解する。
			1	3 精神保健医療福祉に関連する法律	障害者基本法、医療法、地域保健法、社会福祉法、医療観察法など 精神保健福祉法の入院制度と保健所・市町村の役割	地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関する法律や制度について知る。
Ⅱ 地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する 【事前視聴】	講義 (支援対象)	5	2	4 精神疾患を有する人の理解と治療	精神科医療での治療 主な精神疾患とその症状 精神障害リハビリテーション	精神疾患についての主な病名、症状、治療等を知り、地域生活を送るうえで必要な精神科医療及び精神障害へのリハビリテーションの導入から経過、その効果について理解する。
			3	5 精神保健の課題を抱える人への理解	精神保健に課題を抱える人とは 母子保健／学校精神保健／産業精神保健／災害精神保健 自殺ハイリスク者／ひきこもり／アディクション／トラウマ	・精神保健に課題を抱える人がどのような状況で生活し、各ライフステージでどのような生活のしづらさが生じ、どのように支援につながりうるかについて、様々な具体例をもとに理解する。 ・密度の高い支援が必要な者や、支援にあたり特段の配慮が必要な者について、支援提供における具体的な留意点等を理解する。
	講義 (援助技術)	5	3	6 精神保健福祉相談支援	課題の気づき方／個別支援を行う際の考え方 電話／相談／訪問などの支援の種類と行い方 事例を通じた連携体制の構築(含むピアサポート、家族支援)	・住民が抱える精神保健福祉の課題にどのように気づき、当事者の意思を尊重しながら相談支援を行っていくかについて、様々な場面や具体例をもとに理解する。 ・多様な生活課題を抱える住民の相談に対応していくために、どのように関係機関と連携を図っていくかについて、様々な場面や具体例をもとに理解する。
					2	7 精神保健医療福祉に関連する制度とサービス
			5	8 精神保健福祉相談事例(個別支援の見立てと必要な連携まで含む。個々の事例検討の時間数および事例数は調整可能。受講者が経験した事例の検討でも可能)		
					2	9 当事者・家族の語り
Ⅲ 地域精神保健福祉活動に必要な技術を理解する 【対面研修】	見学実習	(2)	10 自治体内の機関の実例(自治体により調整可能)	包括的な相談支援体制を進める自治体への見学 精神科医療機関の見学 精神保健福祉関係機関の見学	地域保健の中における、精神保健福祉相談員の重要性を理解し、所属する自治体内での役割を具体的にイメージする。 現場の精神科医療機関や精神保健福祉関係機関の職員からの説明を受け、各機関の機能等を実践的に理解する。	
				2	11 受講の振り返り(内容は自治体で調整可能)	精神保健福祉相談員が果たす役割／今後の実践に必要な研鑽内容
合計		22 時間以上 (動画視聴13時間＋演習 9時間)				

1. 精神保健に関する相談支援体制整備
2. 入院者訪問支援事業
3. その他



# 入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

令和5年度予算額  
94百万円

令和6年度概算要求額  
1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問



## 都道府県等による選任・派遣

### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

#### （留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# 都道府県等が担う業務について

## 準備

- ・ 庁内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼  
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）  
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整  
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・ 要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

## 研修への派遣、研修の実施

- ・ 支援員養成研修（国で実施）への派遣…受講者の募集・推薦募集  
※令和5年度は厚生労働省にて3回実施予定です。（通知済み）
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保）③研修実施  
④修了証発行 ⑤受講者名簿管理

※特別区、保健所設置市で実施する場合においては、研修の実施及び支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

## 支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②支援員の登録、管理（名簿等の作成） ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築 ⑤事業実施記録管理 ⑥年度末報告

## 事業の周知

- ①本事業の啓発資材の作成
- ②管内市町村…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

## 会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ  
⑤事業報告

## 評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

# 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。（令和6年度以降）
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。（令和6年度以降）

## 訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等・内容：令和5年度は国の通知に準拠  
令和6年度以降は省令に準拠



### 【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

### 【演習】

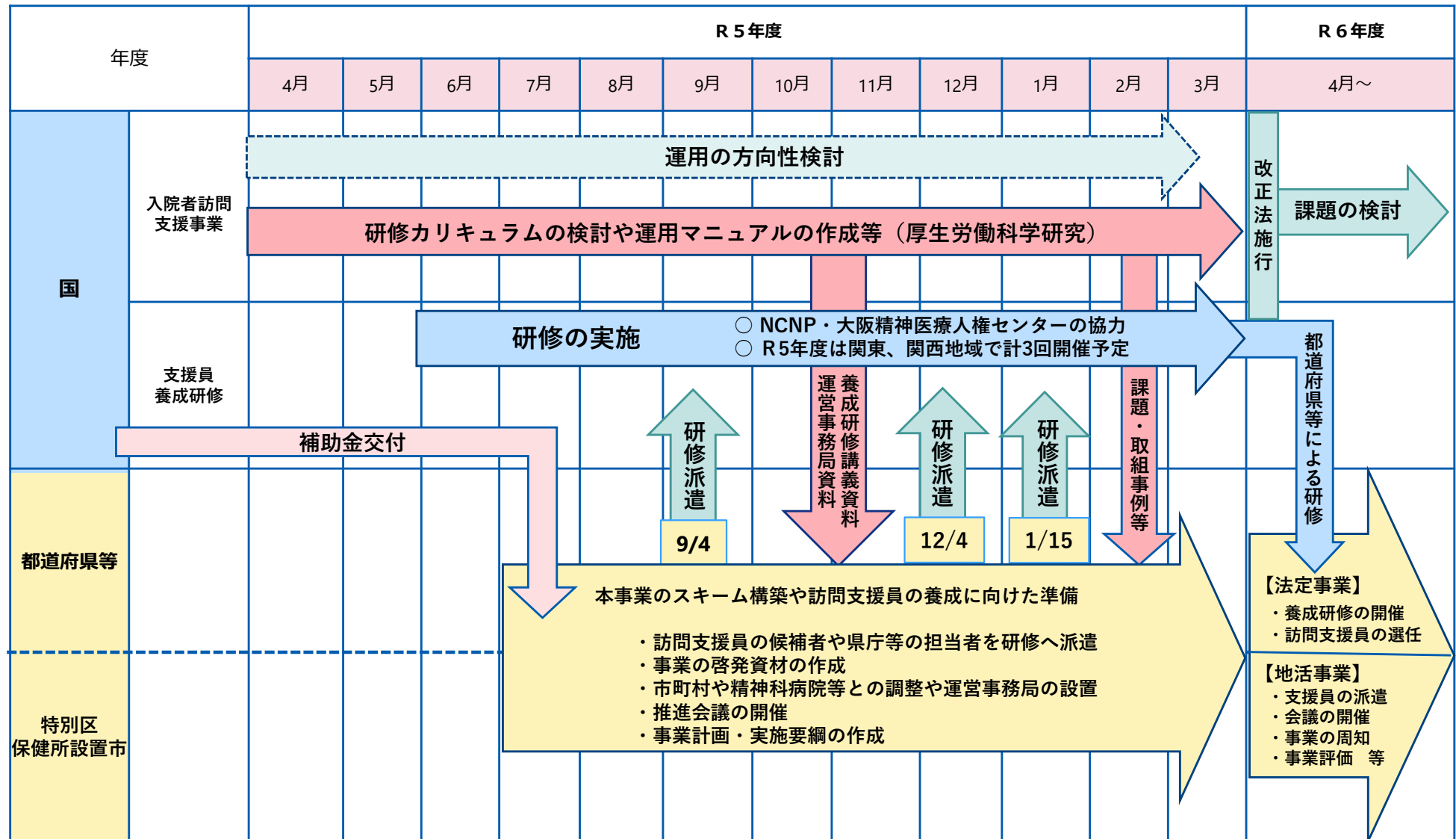
講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



## 令和6年度以降、地域生活支援事業（※）を活用し訪問支援員養成研修を実施する場合

- 都道府県等においては、養成研修の開催
  - 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
  - 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施
- ※概算要求中のため予算編成過程において変更の可能性あり

# 本事業の主なスケジュール

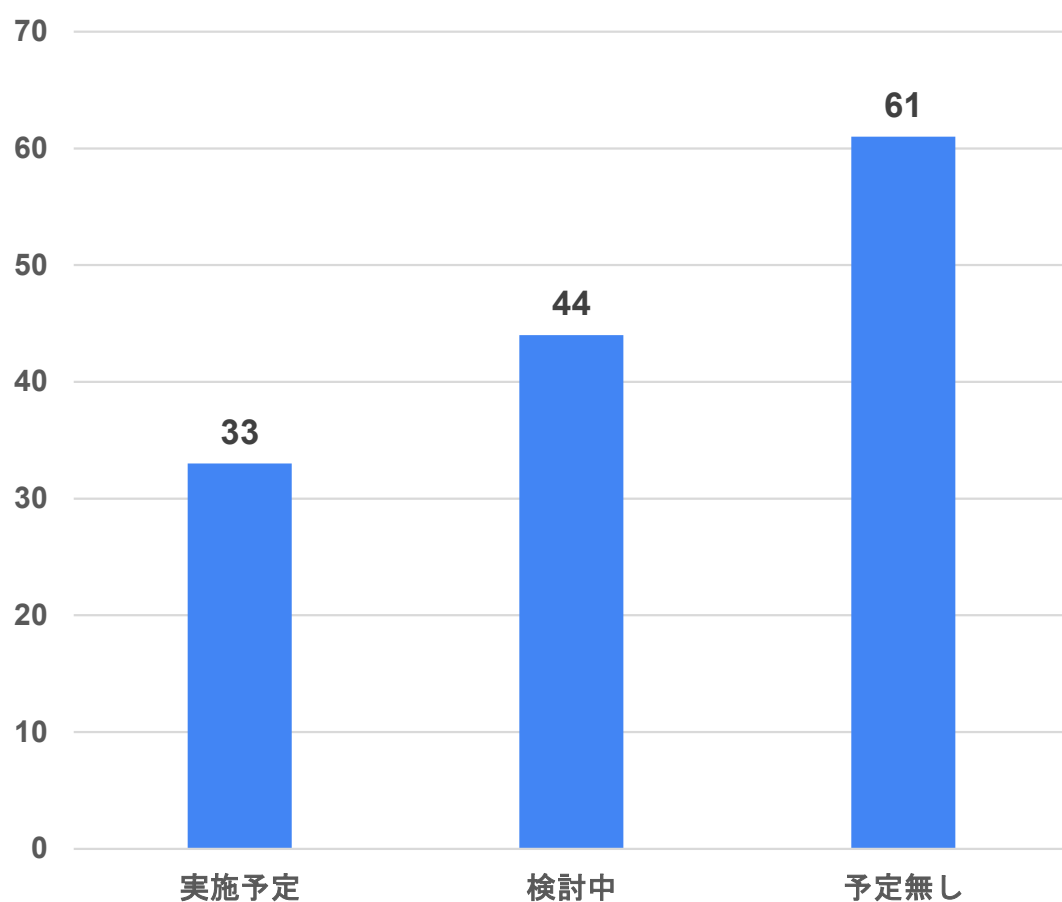


# 自治体意向調査の結果

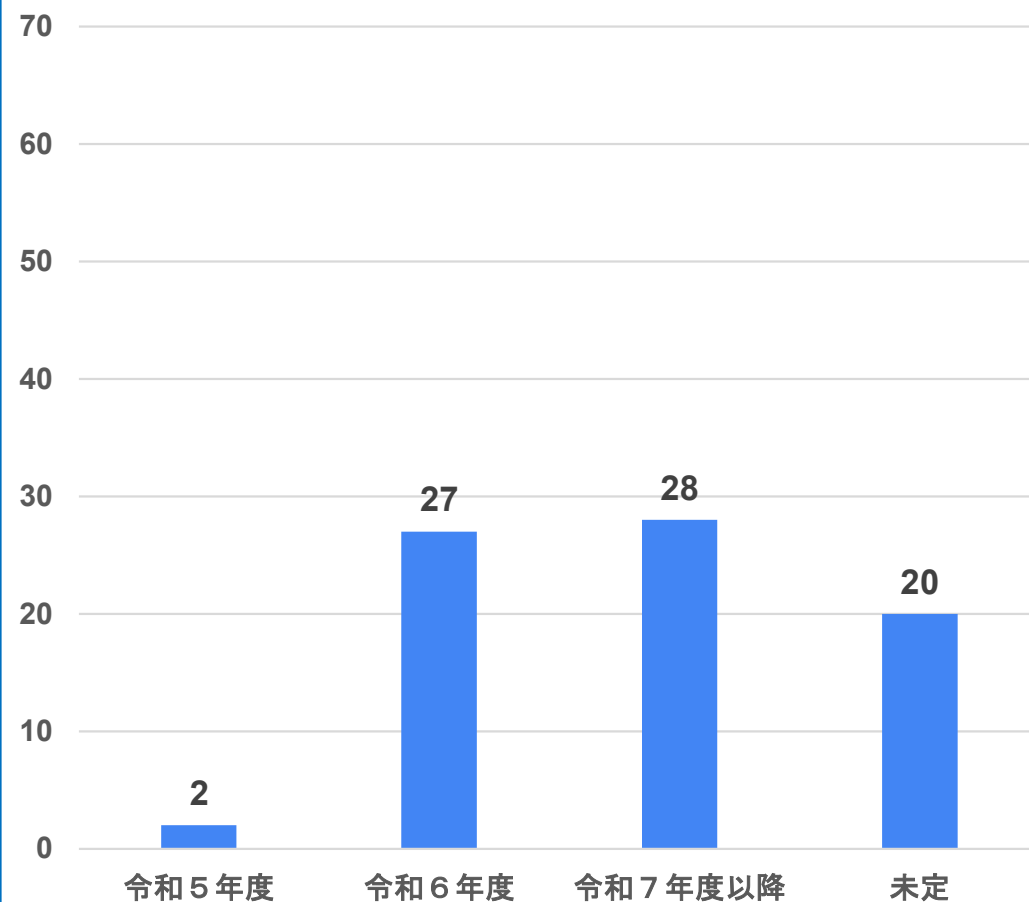
- 回答自治体数は、44都道府県、17政令市、56中核市/保健所設置市、21特別区の計138自治体です。
- 令和6年度入院者訪問支援事業（補助事業）の実施予定は、実施予定33自治体、検討中44自治体、予定無し61自治体です。
- 病院訪問開始予定は、令和5年度2自治体、6年度27自治体、7年度以降28自治体、未定20自治体です。

※令和5年10月27日時点

令和6年度の入院者訪問支援事業の実施予定について  
(n=138)

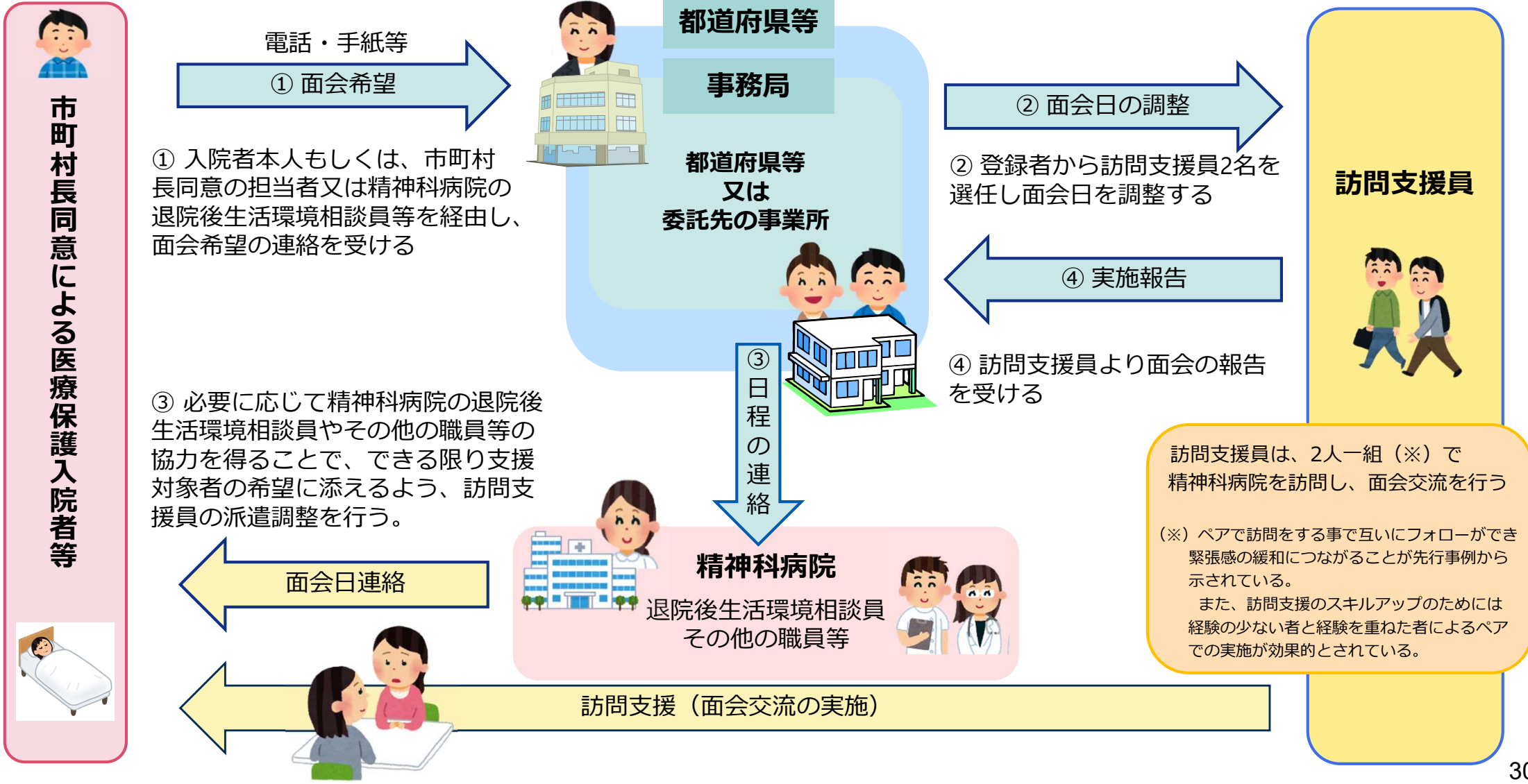


病院訪問開始予定時期  
(n=77)



# 参考資料①：訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



## 参考資料②：本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

### 進め方の検討・見直し

### 推進会議

#### 【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

#### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

#### 【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、  
その他有識者等

### 課題等の洗い出し・検証

### 実務者会議

#### 【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

#### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

#### 【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

# 参考資料③：入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

## 市町村



市町村担当者

- ・市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する

## 精神科病院



退院後生活環境相談員等



- ・退院後生活環境相談員の選任の挨拶時や日々の支援の中でリーフレット等を用いて本事業を紹介する
- ・本事業の紹介・周知のための院内掲示を行う

市町村長同意  
入院患者等

厚生労働省

- ・HP等での広報

## 都道府県等

- ・市町村に対し、市町村長同意の入院者への面会時に本事業を紹介するよう依頼する
- ・精神科病院に対し、入院者へ退院後生活環境相談員やその他の職員等から本事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により当該事業の周知を図るよう依頼する。

協力依頼

協力依頼



1. 精神保健に関する相談支援体制整備
2. 入院者訪問支援事業
3. その他

# 普及啓発① ～心のサポーター養成事業～



# 心のサポーター養成事業（令和3年度～）

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

## 心のサポーター養成の仕組み

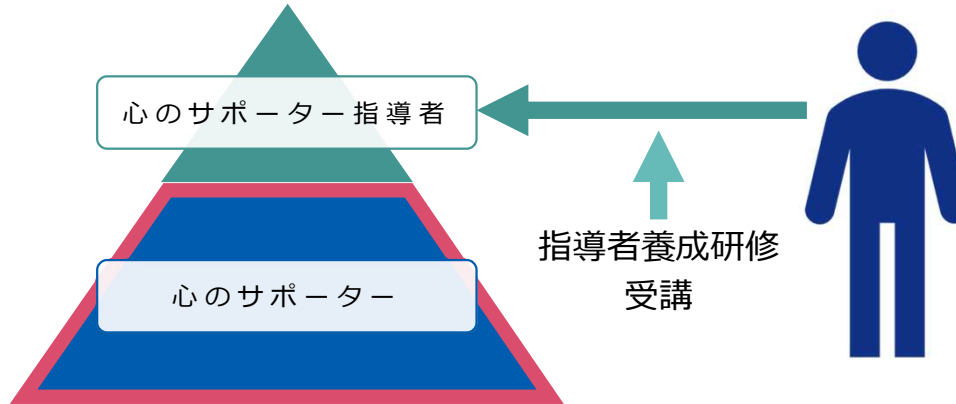
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者
- または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

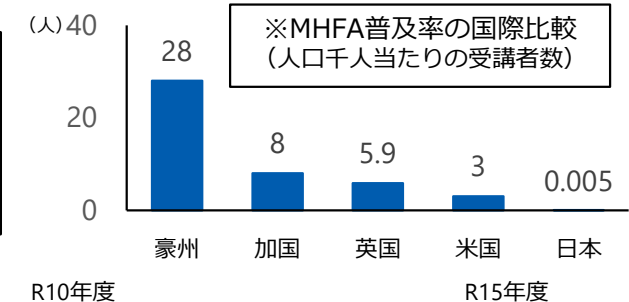
- ・2時間の実施者養成研修を受講



- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者等

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）  
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、  
**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学+実習）



今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**			※養成研修と指導者養成研の実績は、令和3年度と令和4年度の合計数	
養成研修（モデル地域）	939人	3,450人				
養成研修（全国）					R6年度から5年で38万人	R6年度から10年で100万人
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修	47人	143人				

# 令和6年度に向けての留意点（概算要求中のため、今後変更の可能性あり）

## 運営に必要なこと

- **必要経費の確保（講師報償費、会場費、印刷費等）**
- **講師（心のサポーター指導者）の確保** ※講師と自治体のマッチング方法については現在検討中
- 実施方法の確定（対面形式またはオンライン形式）
- 会場等の確保
- 開催の周知
- 受講者への教材配布（紙媒体、電子媒体は問わず）
- **研修中の受講者の受講状況の確認**
- **研修中のトラブル等の対応**
- **認定証の発行**

## モデル事業と変更すること

- 事後アンケートの実施は不要になる予定です。
- 研修時の事務局による運営サポートや、費用の負担はなくなり、自治体で実施、負担となります。
- 認定証は電子媒体のデータ配布のみになる予定です。
- 研修資料は心のサポーター養成ホームページから自治体担当者がダウンロードできる予定です。

既存予算の活用

## 心のサポーター100万人養成に向けお願いしたいこと

- 予算を確保する。
- 都道府県は、管内市町村が心のサポーター養成研修の実施を希望する際は、積極的に協力する。  
※現在、本事業の対象は都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市であるため、その他の市町村が実施を希望する場合は、研修実施を希望する自治体と調整し、事業の実施を検討ください。
- 地域の企業等に周知をし、企業内で実施希望がある場合は地域の実情に応じた方法で実施する。  
※現状、本事業を企業で実施する場合には、所在地の自治体が本事業に参加する必要があります。

メンタルヘルスや精神障害に関する正しい知識を普及し、  
偏見や差別のない、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進する。



# 普及啓発② ～世界メンタルヘルスデー2023～



# 世界メンタルヘルスデーとは



- 「世界メンタルヘルスデー」（10月10日）はメンタルヘルスに関する正しい知識の普及や偏見をなくすことを目的として設定された国際記念日であり、厚生労働省では、令和元年度から毎年、各界の著名人・関係団体の協力のもとでイベントを開催している。
- 今年度は著名人を招き「10代後半から20代前半」の方を対象としたトークイベントを実施し、後日YouTubeにて配信  
※厚生労働省における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」により実施
- 厚生労働省の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」においても、精神保健福祉上のニーズを有する方が安心して地域の一員として生活することができるよう、国民に対し、メンタルヘルスについての正しい情報を普及啓発することが重要であると示されている。

## 特設WEBサイト



世界メンタルヘルスデー 検索

[https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental\\_health\\_day/](https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental_health_day/)

または、QRコードから特設サイトへ



こころの病気やメンタルヘルスに関する課題は身近な問題ですが、そのことに自分自身が気づいたり、周囲の人が気づいたりすることは難しかったりすることがあります。

あなたのこころがいつもと違う感じがしたとき、  
まずは、ご自身でその不調に気づいてほしい。  
そして、相談や受診などの行動に移してほしい。

周囲でこころの不調を感じていそうな人がいるとき、  
まずは、その不調に気づいてほしい。  
そして、その人に声をかけてみてほしい。

世界メンタルヘルスデーJAPANは、こころの健康に欠かせない  
“人とのつながり”を大切にしたいイベントです。  
「つながる、どこでも、だれにでも」をテーマとして掲げ、  
こころを支える輪を広げていきます。



関連イベント：東京タワーライトアップ（後援：厚生労働省）

## 東京タワーシルバー&グリーンライトアップ

(共催:特定非営利活動法人シルバーリボンジャパン、ルンドベック・ジャパン株式会社、後援:厚生労働省等)

10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせて、東京タワーをシルバーリボン運動のシンボルカラーとなるシルバーとメンタルヘルスのイメージカラーとなるグリーンにライトアップ

当日の様子



## 世界メンタルヘルスデー 2023 クリエイターと一緒に自分のココロに聞いてみよう。

(提供:YouTube、監修:厚生労働省)

10代・20代の方が、メンタルヘルスについて考えるきっかけをつくるために、YouTube ショート動画キャンペーンを展開。

心の声に耳を傾けることへの思い、メンタルヘルスに関する自身の経験、そして大切にしている習慣などを YouTube ショート動画で表現してもらいました。



### #ココロに聞いてみよう



※ 2023年10月31日時点  
約1,195,000view(総再生数)



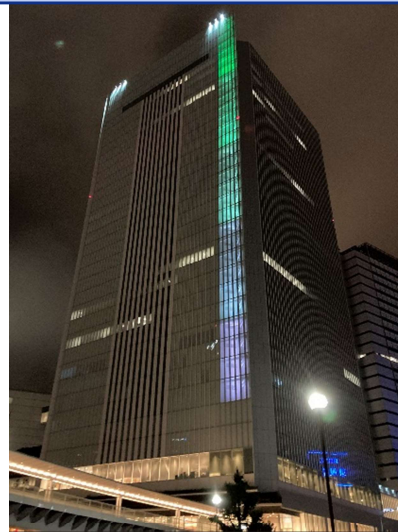
# ライトアップコラボ等の紹介と 自治体への普及啓発イベント企画協力に関して、お願いしたいこと

- 「世界メンタルヘルスデー」(10月10日)に合わせ、NPO法人シルバーリボンジャパン等と自治体が協力し、庁舎等のライトアップもされました。

東京都庁



横浜市庁舎



## 【ライトアップ実施場所】全国20箇所

※下線のある箇所は自治体が後援名義塔で協力

東京都庁、神奈川県庁、横浜市庁舎、川崎市新本庁舎、市川市庁舎

さっぽろテレビ塔、仙台スカイキャンドル、臨江閣、東京タワー、東京ビッグサイト、自由の女神(台場)、ゆりかもめ新橋、よこはまコスモワールド、川崎マリエン、夢の絆・川崎、MIRAI TOWER、殿端・名代橋、京都タワー、サンポート高松シンボルタワー、博多ポートタワー

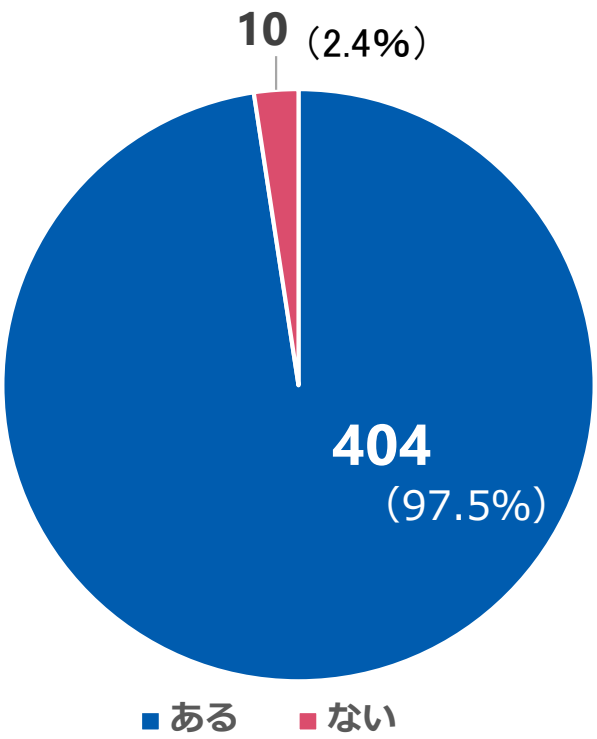
年々、世界メンタルヘルスデーに協力等を通じ、普及啓発に取り組む自治体や団体が増えています。

普及啓発の取組を推進することは、差別や偏見をなくし、誰もが地域で安心して生活できる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に重要なものですので、各自治体でも「世界メンタルヘルスデー」等をきっかけに取り組んでいただきますようお願いいたします。

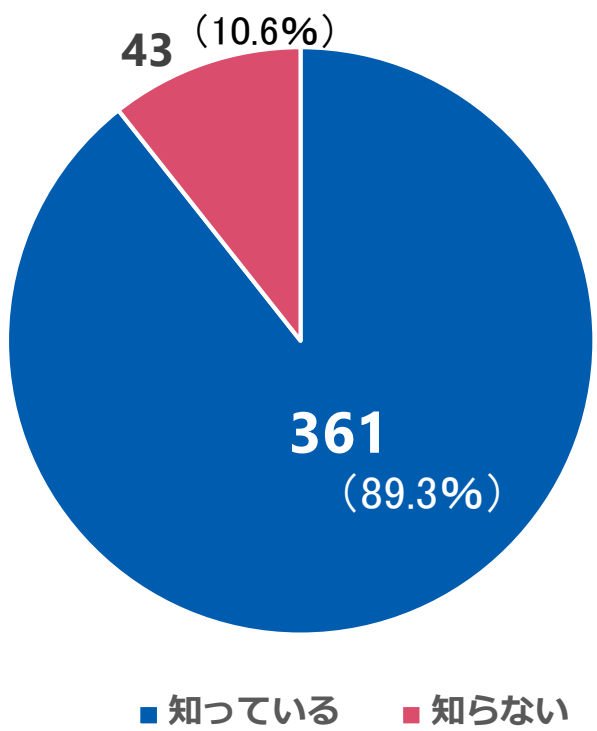
# 参考資料①：メンタルヘルスに関する調査（厚生労働行政モニター）

- 「メンタルヘルス」という言葉の認知は約98%となっている。
- 「メンタルヘルス」という言葉が「心の健康」を意味することについての認知度は、約87%となっており、Q1より減少する。

Q1 「メンタルヘルス（心の健康）」という言葉  
を聞いたことはありますか。  
(n = 414)



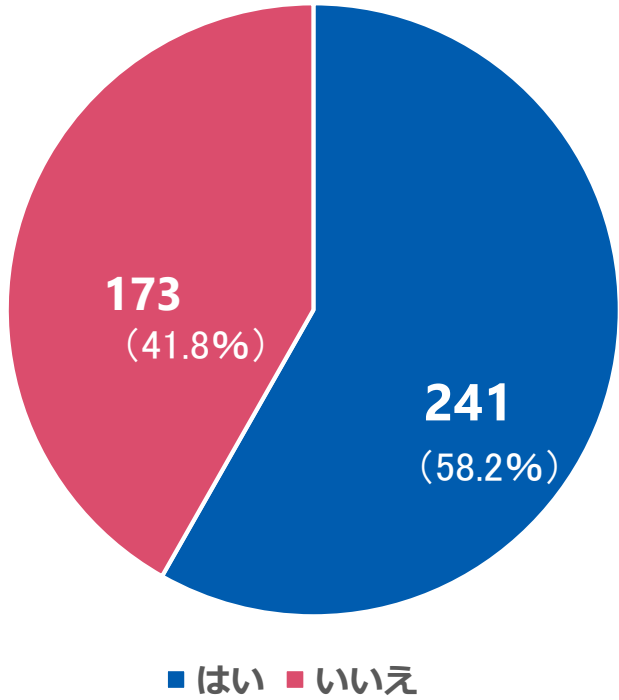
Q2 Q1で「ある」と回答した方にお伺いします。  
「メンタルヘルス（心の健康）」の意味を  
知っていますか。(n = 404)



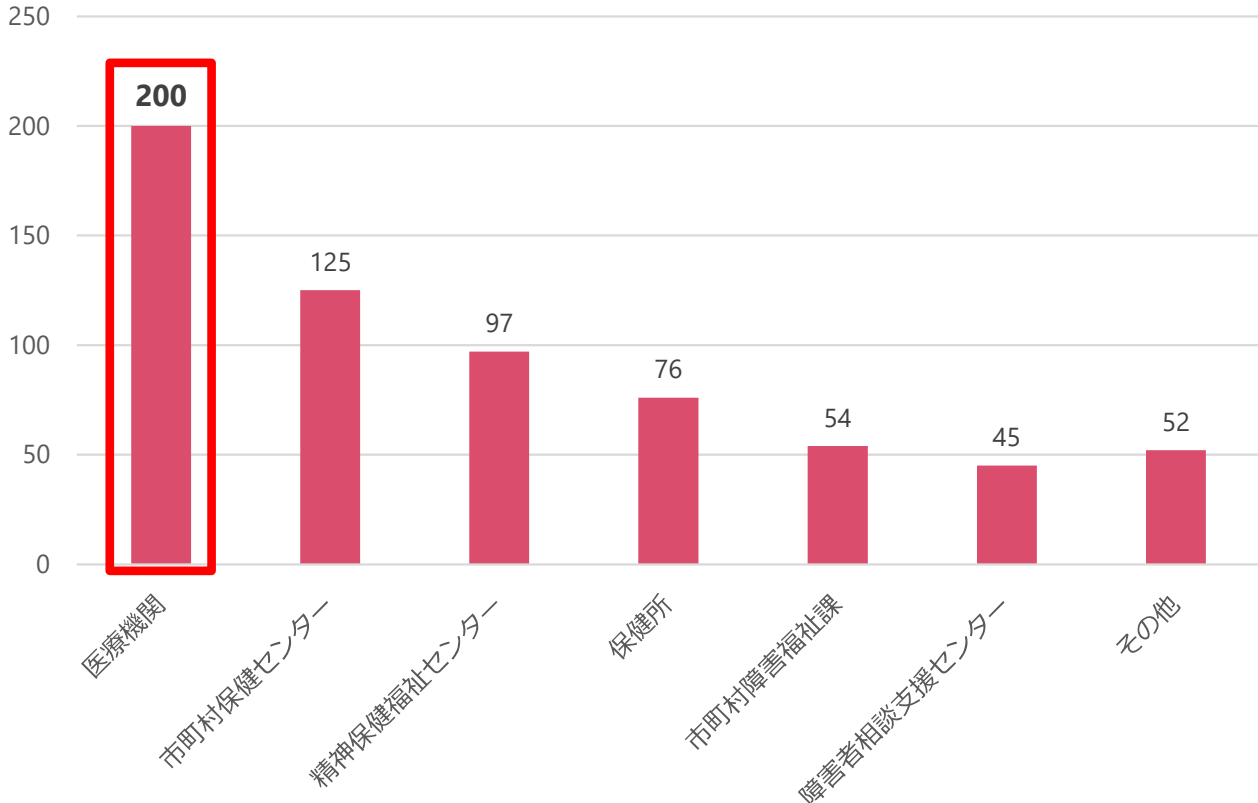
# 参考資料②：メンタルヘルスに関する調査（厚生労働行政モニター）

- 「メンタルヘルス」という言葉の認知は約98%となっている。
- 「メンタルヘルス」という言葉が「心の健康」を意味することについての認知度は、約87%となっており、Q1より減少する。

Q3 あなたは自分や身近な人がメンタルヘルスの問題で困った時、どこに相談できるか知っていますか。（n=414）



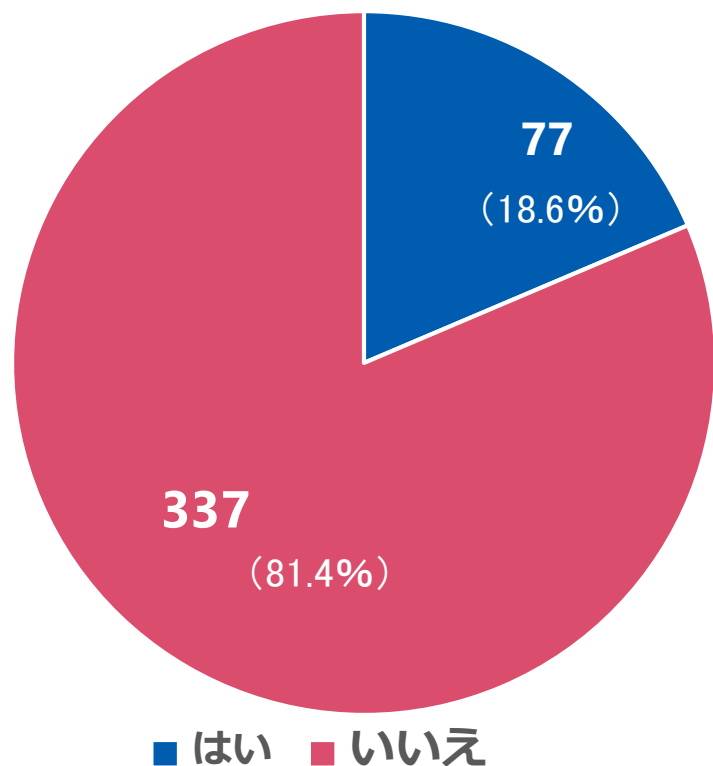
Q4 Q3で「はい」と回答した方にお伺いします。相談できる場所として知っている機関について、該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）（n=241）



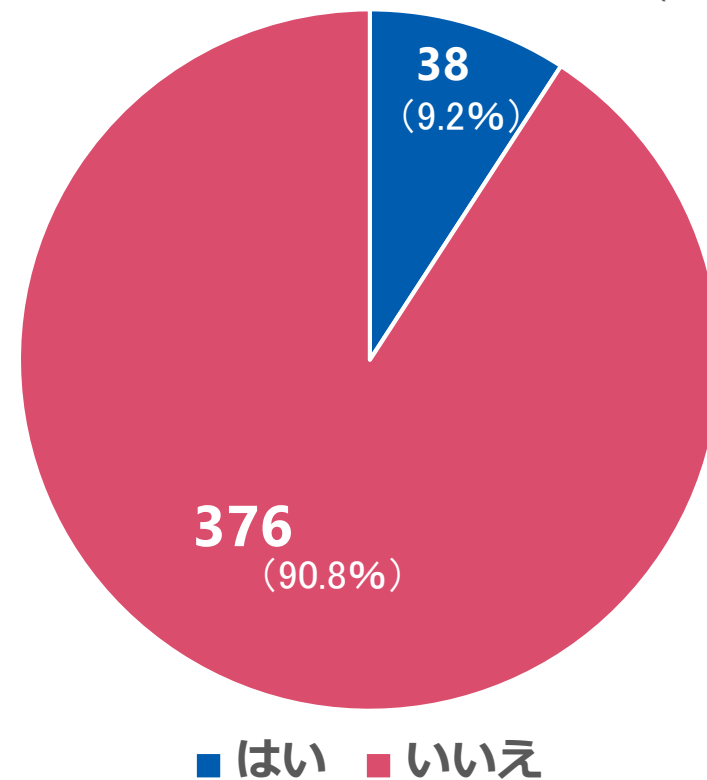
## 参考資料③：メンタルヘルスに関する調査（厚生労働行政モニター）

- 「世界メンタルヘルスデー」の認知度は約19%となっている。
- 厚生労働省が実施している「世界メンタルヘルスデーメンタルデー」のイベントについては、約10%となった。

Q5 「世界メンタルヘルスデー」について  
知っていますか。(n=414)



Q6 厚生労働省が実施している「世界メンタルヘルスデー」のイベントを知っていますか。(n=414)



# 参考資料④：メンタルヘルスに関する調査（厚生労働行政モニター）

- 世界メンタルヘルスデーの厚生労働省イベントは、「厚生労働省ウェブサイト」を通じて知られることが最多であった。  
※厚生労働省のウェブサイトには、例年9月～10月頃にホームページのカルーセルに世界メンタルヘルスデーについて掲載している。

Q7 Q6で「はい」と答えた方に質問です。

「世界メンタルヘルスデー」のイベントについてどこで知りましたか？（複数回答可）

